

平成 15 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名: 株式会社りそなホールディングス
代表取締役社長 勝田 泰久
コード番号: 8308(大証・東証 各市場第 1 部)

金融庁の当社及び当社の子会社であるりそな銀行に対する業務改善命令について

本日、金融庁より、当社及び当社の子会社であるりそな銀行が、銀行法第 52 条の 33 第 1 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けたことにつきましては、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今回の業務改善命令の内容等は下記のとおりでございますが、かかる処分を真摯に受け止め、今後のグループ内の体制整備等に取り組んでまいります。

記

・ 早期是正措置

1. 業務改善命令の内容

- (1) 当社及び当社の子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）を平成 15 年 6 月 2 日までに提出すること。
- (2) 上記(1)の計画を速やかに実行すること。
- (3) 上記(1)の計画の進捗状況等を報告すること。

2. 業務改善命令の理由

- (1) 平成 15 年 5 月 17 日付で、当社より銀行法第 52 条の 31 第 1 項に基づき金融庁宛報告した平成 15 年 3 月末の国内基準に係る連結自己資本比率が 3.78%であり、当社の自己資本の充実の状況は銀行法第 26 条第 2 項に規定する区分等を定める命令(平成 12 年総理府令・大蔵省令第 39 号)第 3 条第 1 項の表の「第 1 区分」に該当すると認められるため。
- (2) 平成 15 年 5 月 17 日付で、りそな銀行より銀行法第 24 条第 1 項に基づき金融庁宛報告した平成 15 年 3 月末の国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が 2.27%及び 2.07%であり、りそな銀行の自己資本の充実の状況は銀行法第 26 条第 2 項に規定する区分等を定める命令(平成 12 年総理府令・大蔵省令第 39 号)第 1 条第 1 項及び第 2 項の表の「第 1 区分」に該当すると認められるため。

3. 今後の取組みについて

今回の業務改善命令を踏まえ、子会社であるりそな銀行と共に合理的かつ具体的な改善計画を策定し、実行してまいります。

・適正な業務運営の確保

1. 業務改善命令の内容

銀行法及び預金保険法の趣旨を踏まえ、以下の適正な業務運営の確保に努めること。

- (1) リソナ銀行の預金者及び取引先等との取引において支障が生じないように万全を期すこと。
- (2) 当社及びリソナ銀行の資産内容、財務内容の健全性に留意すること。
- (3) 当社及びリソナ銀行の適正なコンプライアンス態勢を維持すること。
- (4) 上記、及び の実施状況を報告すること。

2. 業務改善命令の理由

- (1) 平成 15 年 5 月 17 日付で、当社より銀行法第 52 条の 31 第 1 項に基づき金融庁宛報告した平成 15 年 3 月末の国内基準に係る連結自己資本比率が 3.78%に低下したこと等を踏まえ、当社の経営の健全化に向けた適正な業務運営を確保する必要があると認められるため。
- (2) 平成 15 年 5 月 17 日付で、リソナ銀行より銀行法第 24 条第 1 項に基づき金融庁宛報告した平成 15 年 3 月末の国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が 2.27%及び 2.07%に低下したこと等を踏まえ、リソナ銀行の健全化に向けた適切な業務運営を確保する必要があると認められるため。

3. 今後の取組みについて

今回の業務改善命令を踏まえ、子会社であるリソナ銀行と共に適切な業務運営を確保してまいります。

以 上